

5) 法動態部門(部門責任者)

常本照樹 (教授・憲法学)

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

2014年度もアイヌ政策の形成過程への参画を通じてわが国の法動態の現場に関わり続けている。6月の閣議決定で2020年の「民族共生の象徴となる空間」開設が政府として正式に決定されたことにより、関係省庁による施策の具体化に向けた作業が大きく進み、政策推進作業部会を通じたそれらの調整に関与している。その中で、省庁間の対立と連携、立法作業に対する意識、中央省庁と地方支分部局の関係、国と自治体の関係、行政担当者による憲法解釈など、興味深い法動態現象を観察することに止まらず、当事者としてそれらに関わるという経験をしている。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

上記とも関連するが、具体的な研究活動及びアウトプットとしては、アイヌ・先住民研究センターと共同で9月にメロディ・カビリアロハ・マッケンジー教授(ハワイ大学ロースクール先住民法研究センター長)及びシェリー・ブローダー弁護士を迎え、アメリカ先住民法制の中でも特異な地位を占めるハワイ先住民法との比較の視点を踏まえたワークショップを開催し、また10月に林江義氏(台湾原住民族委員会主任委員)、王慧玲氏(台湾行政院原住民族文化公園管理局長)、林修澈教授(台湾国立政治大学原住民族研究センター長)らを迎え、台湾原住民族法制との比較の視点を踏まえたワークショップを開催した。さらに、欧米型の先住民族コンセプトとヨーロッパ型のナショナル・マイノリティ・コンセプトとの対比という研究関心にに基づき、12月にオックスフォード大学において先住性概念に関する日英比較ワークショップに参加したほか、3月にはオタワ大学人権研究センターに招かれ、日本、台湾、カナダ3カ国の先住民の特性を視野に入れた研究報告を行った。

その他(教育活動ほか)

上記以外のものとしては、札幌市情報公開・個人情報保護審議会(会長)としての活動に触れておきたい。いわゆるマイ・ナンバー法の制定に伴い、自治体においても同法に合わせた条例の改正が求められており、それに係る諮問に対応するため、これまでより審議会の開催頻度・密度が増加している。多くの非法律家委員を含む審議会において、限られた時間の中で実質的審議を行うべく努めているが、これも一つの法動態の参与であろう。